

会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)		令和 6 年度 川西市立学校校区審議会	
事務局(担当課)		教育推進部教育総務課	
開 催 日 時		令和 7 年 3 月 14 日(金)午後2時	
開 催 場 所		川西市役所 4階 庁議室	
出席者	委 員	臼井委員、山内委員、平瀬委員、高垣委員、福田委員、大泉委員	
	そ の 他		
	事 務 局	教育推進部長 中西、教育推進部副部長 岩脇 教育政策課長 富本、教育総務課長 田中 教育総務課 山本、教育総務課 乾	
傍聴の可否		可	傍 聴 者 数 2
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第		1 開会 2 会長及び副会長の選任について 3 議事 (1)隣接校区校選択希望制度の申請にかかる報告について (2)就学校変更・区域外就学の拡充について (3)川西市立学校のあり方基本方針について (4)その他 4 閉会	
会 議 結 果		1 会長、副会長の選任を行った。 2 議事について説明し、質疑を行った。	

審 議 経 過

事務局	定刻となりましたので、ただいまから「令和6年度川西市立学校校区審議会」を開会いたします。 委員の皆様におかれましては、本日はご多忙中お集まりいただき、誠にありがとうございます。 会議開催に先立ちまして、資料の確認をいたします。 <資料の確認> 本審議会は、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例第10条」にもとづき、公開することとしており、傍聴できることとなっております。 また、会議録作成のため、本審議会を録音させていただきますので、ご発言の際は、お手元のマイクのボタンを押していただき、マイクが緑色になっているのをご確認くださいからご発言いただきますようお願いいたします。
事務局	次に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。委員名簿をご覧ください。 <委員紹介>
事務局	次に、事務局の職員をご紹介します。 <事務局紹介>
事務局	次に、次第2の会長及び副会長の選任についてです。 <会長、副会長を選任> それでは、会長、副会長より一言ずつご挨拶を頂戴したいと存じます。恐れ入りますが、会長からよろしくお願いいたします。
会長	会長を約10年務めさせていただいておりますが、まだ不慣れな部分もございます。どうぞよろしくお願いいたします。現在、高等教育の無償化が教育学の世界でも話題となっており、義務教育のレベルにおいても公立学校の存在意義が非常に問われている時期であると強く感じております。副会長と私は川西市に居住しておりませんので、特定の地域の利害関係やしがらみがない立場から、研究者として中立的に発言させていただくことを求められていると認識しております。そのような立場から、会長として様々な議題を仕切らせていただき、また発言させていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 続きまして、副会長よろしくお願いいたします。

副会長	会長と共にこの審議会だけを務めさせていただいております。ただ、川西市に住んでいないため、利害関係がないというメリットはありますが、一方で校区のリアルな事情はなかなか把握しにくいという点もあります。そのため、校区にお住まいの方々のご意見を参考にしつつ、適切な事例を見つけるように努めて参ります。 どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 次に、次第3議事に移ります。 ここからの進行は、会長にお願いいたします。 どうぞよろしくお願いいたします。
会長	それでは、議事次第にございます3議事(1)隣接校区校選択希望制度の運用状況に関する報告について、事務局より報告をお願いします。 <事務局から資料1から資料3について説明>
会長	ありがとうございます。 本審議会が年度末に開催されることもあり、令和7年度入学分の結果も既に出ていることから、2年度分のご報告をいただきました。ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。 では、1つだけ私から。抽選が行われ、令和6年度では小学校において辞退が出ているようですが、11名が抽選で当選した中で4名の方が辞退されているということです。11名のうち4名が辞退するのは、数的に多いように思えるのですが、それぞれの事情について把握されていますか。
事務局	辞退される事情はそれぞれ異なりますが、一番多いのは私立学校への進学です。私立学校の受験結果が隣接校区校選択希望の申請結果よりも後に出るため、まず申込をしておき、もし私立に進学できなかった場合の補助として申請される方が毎年数名いらっしゃいます。
会長	ありがとうございます。 また後ほど、時間がございますので、その時に質問があれば出していただくとします。 続きまして、(2)就学校変更・区域外就学申請の拡充について事務局より報告をお願いします。 <事務局から資料4について説明>
会長	ありがとうございます。 ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。
委員	川西北小学校は、抽選が多く行われる学校です。先ほど、近距離の学校への就学校変更許可について、2年前から制度が変更されていると伺いましたが、確認なのですが、就学校変更を希望されて桜が丘小学校に行かれた方もいらっしゃると思います。その方々以外が抽選に参加されているという認識でよろしい

	でしょうか。その点が少しわからなくて、お伺いしました。
事務局	今年、令和 7 年度の入学に関しては、一部の地域、川西北小学校の校区である火打のマンションについては、今回の就学校変更申請を受け付けましたので、隣接校区校選択希望申請の審査を行っておりません。今回申請されているのは、火打の別の番地や萩原地区の方々に、基本的には松が丘町の方が桜が丘小学校への希望申請を多くされています。
委員	これは、就学校変更申請で拡充された内容に該当しない地域から申請があったという認識でよろしいでしょうか。
事務局	そうです。
委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	他にございますでしょうか。 また、それでは質問等ございましたら、後程お話いただければ幸いです。 次に、(3)川西市立学校のあり方基本方針について事務局より報告をお願いいたします。
	<事務局から資料5について説明>
会長	ありがとうございました。 ご質問ご意見ございましたら、お願いいたします。
委員	私のコミュニティには、小学校が 2 つと中学校が 1 つありますが、子どもの減少という観点から、教育委員会が統合の問題を提起して、地域が紛糾したことがあります。今回の資料を拝見すると、一定の基準に沿って考えていく方向になっているようですが、そうしたことを進める際には、根回しといった準備をしっかり行い、段階を踏んで進めていく必要があると感じました。 また、もう一点ですが、部活動の問題について、私はこれを教育の一環だと考えています。今回の資料にはそのことについて一言も触れられていないと理解しています。学問だけが教育ではなく、体を鍛えることも含めて人間形成がなされると考えると、その点が大きく抜け落ちているのではないかと、という懸念があります。働き方改革によって制度が組み立てられたことは理解していますが、その方針をどのように捉えるか、しっかり研究されるべきではないかと思います。
会長	ありがとうございます。 今のご意見に対して、何かご返答はございますか。事務局の方から、どうぞお願いします。
事務局	おっしゃる通りです。学校のあり方について考えると、様々な観点から、部活動を含め多くの課題があると感じています。今回の基本方針では、学校規模や子どもの数が少なくなってくることにどうに対応するかという点をメインに作成しました。部活動に関しては、別途方針を定めていますので、各学校が直面している時代の流れに伴う課題についてもしっかりと整理し、このよう

	な形で方針を策定して対応し、皆さんにご理解いただけるよう進めていくつもりです。いただいたご意見を踏まえ、担当者にお伝えしたいと思います。
会長	ありがとうございます。私からも一言、今の委員のご発言についてお話しさせていただきます。おっしゃる通り、前回の統廃合に関しては非常に難航した件が2件ありました。根回しという表現を使われましたが、コミュニティの方々の理解を得られない案は、ここで成立したとしてもなかなか受け入れていただけないということが明らかになりました。そのため、物事をどのような順序で進めていくかは重要なポイントだと思います。統廃合が先にあると、後から「ではどうしますか」という形ではうまくいかないことが分かりましたので、この審議会としてもその点には注意を払い、進めていきたいと思っています。ありがとうございました。他にご意見等はございますでしょうか。はい、お願いします。
委員	現在、この資料にはあまり触れられていませんが、学校運営協議会に参加してお話を伺っている中で、不登校の子どもが非常に増えているという状況をお聞かしています。このような場合、一概に一つの理由とは言えないと思いますが、たとえばこの資料の5番にあります学級規模、35人や40人という数字も、子どもの数が減少してきたら見直す必要があると考えています。国や県がこれで決めているからといってそのまま良いわけではなく、市としても子ども一人ひとりに向き合った教育を大切にすべきだと思います。市としてその点をもう少し見直していく考えはおありでしょうか、という質問です。どのようにお考えでしょうか。
会長	まず、事務局のほうでいかがでしょう。
事務局	学級規模については議論の中で、小学校と中学校の代表校長にも参加いただき、各学校の校長の意見も踏まえて様々な考えが出されました。その中で、35人や40人という規模が適切だという意見が多かったとされています。しかし、一方で、人数が少なすぎるとグループ分けの数を確保するために、1クラス20から30人ぐらいがちょうど良いという意見もありました。それを実現するためには、国や県が定める担任の先生を配置する基準、つまり1クラス35人に対して教員1人を配置するという基準を超えて、川西市が独自の基準を設ける必要があります。しかし、これは県が配置する先生の数以上の教員を自主的に採用しなければならないということを意味し、非常に困難です。実際、現時点でも配置ができていない学校がある中で、市が独自で教員採用をしていくことは現実的ではないという意見がありました。このような状況では、35人で1クラスという基準がありますが、川西市内のクラスの平均人数は約28人であるため、国や県の基準を超えての運用は難しいということで意見が集約されました。
会長	副会長、現在のご質問についてですが、教育機会確保法の観点からどのように考えるべきかと感じております。ご意見をお願いできますでしょうか。
副会長	数年前に制定された教育機会確保法、略称になりますが、これは全国で一斉に施行されました。この法律は不登校だけに焦点を当ててはありませんが、不登校を含め、学び直しの機会の充実を目指しています。特に法律で重視されているのは、以前「不登校特例校」と呼ばれていたものが、現在「学びの多様化学校」としてその充実が全国的に進められていることです。ただし、学びの多様化学校と名乗ると、不登校の子供たちのための学校というイメージが強く

	なりすぎるというメリットとデメリットがあります。そのため、不登校が地域の実態にどれほど合っているかを市が判断するのは難しいです。 私は先ほどの議論を聞いて考えていた可能性として、小規模特例校という制度があります。通常は、住所地の校区の学校に通うことが基本で、隣接校選択制度でも隣接校区までしか選べません。しかし、小規模特例校では、例えば川西市の場合、この学校は小規模教育を売りにしているということで全市から生徒が通える制度が存在します。この制度を用いることで、隣接校区の制度を利用したいと考える方々、例えば「子供の数が少ないほうがうちの子には合っている」という理由で希望する家庭が少なからず存在します。 したがって、必ずしも不登校の生徒だけが対象となるわけではなく、さまざまな理由で大人数の学校環境に少し辛さを感じているが、少人数の学校であれば充実した教育が受けられるのではないかと考えるご家庭も実際にあります。そのような状況の中、例えば人間関係や教育環境を変えたい不登校の生徒の場合にも、小規模特例校があれば両方の希望が叶えられることになります。川西市は広いですが、通学の問題が解消できるのであれば、それほど大きな市でもありません。そのため、小規模特例校を活かした学校が一つでも存在することは良いのではないかと感じています。このような可能性を考慮していただければと思います。よろしくお願いします。
委員	申し訳ありません。今の説明で私自身はよく理解できますが、隣接校の問題がすべての原因だとは考えないものの、重要ではないとは思いません。例えば、隣接校に17人が希望しても抽選になってしまう状況があるときには、いじめの問題が背景にあるのではないかと懸念もあるかもしれません。そのため、その理由を具体的に挙げることは難しいですが、5%ではなく、10%にしても良いのではないかと思います。そうした点も考慮していただければと思います。よろしくお願いします。
会長	この制度については定期的に見直しを行っていますので、その際にご意見をいただければと考えています。事務局から何かお伝えすることはありますか。委員が仰るように、いじめの問題については、就学校変更によって対応できると思います。長期間学校を休んでいていじめが原因の場合に、別の学校を選択したいということであれば、教育と保育、いじめの点から調整を行い、指定された学校ではなく、ふさわしい別の学校を選ぶことも可能です。就学校変更でその点をカバーできるようにしています。
副会長	実は、先ほどのご質問で私も非常に気になった点があり、整理のために一つお伺いしたいことがあります。現状、実施されている制度が二つあるということですね。一つは、川西市独自の隣接校区選択制で、もう一つは全国で提供されている区域外就学制度です。これら二つの制度が同時に運用されています。 先ほどのご質問にもあったように、不登校やいじめの理由、そして今回なぜ隣接校選択制を利用するのかについて考えると、特別支援学級が理由となっているケースが一定程度あると思います。その場合私が心配しているのは、抽選が発生した際に兄弟関係が優先されると想定されますが、子供の教育を守るという観点から、いじめの問題や特別支援学級、その学校のサポートを特に希望する場合は、そのニーズを優先すべきだという考え方が出てくるのは当然だと思います。実際には抽選でそのような状況に該当する人たちがいたのかはわかりませんが、たぶん川西市の現状としては、区域外就学制度で個別の教育ニーズをカバーしているのではないかと考えています。そうすると、隣接校区の制度を利用

	するのは、区域外就学制度では対応しきれない人たちが回ってきている形になると思います。そのため、むしろ隣接校区選択制に個別の教育ニーズがある人たちが申請する必要があるように、制度の整理を進めたほうが良いのかもしれませんが。ただし、実際に子供の教育は守られていると思いますが、資料を見ると抽選に漏れていじめで困っているのに、同じ子どもたちと一緒に行かなければならない状況に見えてしまうこともあるため、その点で制度の方向性や保護者への周知がどのようになっているのかを確認させていただきたいです。
会長	事務局の回答よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。今回、隣接校区校の抽選で落選した場合でも、特別支援学級に通わせたいと親御さんが希望されることや、いじめがあった場合についてですが、申請書には学校の評判と記載することがあっても、本音は書きにくい部分があるかと思います。そのため、抽選で落ちた際には個別に確認を行い、いじめや特別な理由がある場合には、就学校変更という形で該当校に通えるように許可をするものと考えています。対外的には記載しにくい理由を避けている場合があり、「入りたい部活動がある」や「クラス数」、「学校の評判」などが理由として表に出されていますが、実際にはそういった問題もあるのではないかと考えています。落選した方については、個別に理由を確認し、内部で検討し、希望される学校に就学校変更という形で対応していると考えています。
副会長	実際そうなのかもしれませんが、どちらを先に申請するかということが問題になると思います。結局、抽選で外れたとしても、個別の事情を確認してから区域外就学制度に移行するのであれば、最初から個別の事情がある方は区域外就学制度の案内を受けて申請するほうがスムーズに進むのではないかと思います。実際に隣接校区を選ばれている方は、通学距離に関する理由で選択されている場合もあり、これは全く異なる話です。そのため、理由が書きにくいからといって全員が隣接校区を選ぶのではなく、最初からルートを分けるほうが制度の趣旨としてもわかりやすいかと思います。
事務局	その点につきましては、申請の時期に関する問題がありますので、内部で検討した結果、隣接校区校の手続きが先に始まってしまいます。そのため、いじめなどの問題に関して、就学校変更が時期的にうまく行えるかどうか、今後さらに検討していきたいと考えています。ありがとうございます。
会長	「どうしてもこちらの学校には行けない」という理由で申請していたにもかかわらず、抽選に漏れてしまい、それが原因で学校に行けない状況になると、事情を把握していたはずなのに対応しなかったのかという問題が生じかねません。その点が検討課題となるかと思いますが、そういったご意見も含まれているということでよろしいでしょうか、副会長。それでは、他の委員の皆さんはいかがででしょうか。何かご意見はございますか。
委員	インクルーシブ教育についてですが、私の下の子がグレーゾーンにあたるため、良い教育だと感じています。しかし、その反面、インクルーシブ教育は全ての生徒を平等に扱うという方針をとった場合、学力に差が生じることがあります。例えば、勉強ができる子供たちの場合、他の子供たちの学習が邪魔になってしまうのではないかと心配しています。このような教育方針を進めるのであれば、先生方が大変になるのではないかとか、教師の数を増やす必要があるのではな

	いかという考えもあります。川西市としてこの教育方針を目指しているのか、それを実際にどのように進めているのかについて、疑問を感じています。
会長	事務局のほうから何かございますか。
事務局	インクルーシブ教育の推進に関しては、川西市においても重要な柱として取り組んでいます。昨年度、教育委員会事務局内にインクルーシブ推進課を設置し、この取り組みを進めています。インクルーシブ教育には、支援が必要な子供や海外から来た子供など、多様な意味を含んでいます。市としてはそのような形で組織を新設し対応しており、国においても特別支援学級の教員数の増加や通級指導の拡充が近年進んでいる状況です。基本的には国や県の制度に基づき、川西市としても取り組みを進めているところです。
会長	他にご意見ご質問等ございます。はい、お願いいたします。
委員	話の流れで、私が校長を務めている学校での実際の状況を少し紹介します。不登校に関しては、川西市が独自にサポートルームを設置しており、各校で学校に行きづらい、教室に入りづらい子供たちを手厚くケアする制度が2年前からはじまっています。これにより救われている子供も多くいます。課題としては、完全不登校の子供が、多様な学びを提供する学校に行けるようなシステムがあれば良いと思っています。ただし、その部分が校区審議に含まれるかどうかは、私としては判断が難しいところですが、川西市の良い面が生かされているという印象です。また、校区の子供たちが希望する学校に入学しやすい制度が、他市と比べて川西市は整っていると認識しています。希望する校区や隣接校区への申込み、さらに近距離の学校への就学校変更制度によって、多くの子供たちが希望の学校に行けていると思います。先ほど質問したように、抽選に外れた子供でも、隣接校に入ることができていると思います。いじめに関しては、別途制度があるため、希望外の学校に行くことは川西市ではほとんどないと予想しています。 しかし一方で、川西北小学校単独で考えると、20～30人規模で子供たちが隣の学校に行くことがあり、そのため私の学校のクラス数が変わってしまい、4クラス予定していたところが3クラスに、2月の最終段階で3クラスから2クラスに減るという状況が生じています。市や県としては、子供たちの希望を叶えてあげようという姿勢で動いていることが感じられますが、校長としては職員数が増減するため、運営が難しいと感じています。以上が現状の紹介です。
会長	ありがとうございます。委員から先ほどおっしゃっていただいたように、5%や10%にすると、クラス減が起きるといった問題が発生する可能性があります。この審議会でも、以前にそのような議論がありました。その際には、8%に広げてはどうかというご意見もありましたが、現状の5%で進めるほうが良いという結論になり、5%を維持することになった経緯があります。
委員	分かりました。
会長	他に意見などありませんでしょうか。 それでは4その他に移らせていただきまして事務局のほうでお願いいたします。

事務局	本審議会の議事録につきましては、後日まとめまして、調整などは会長に一任してよろしいでしょうか。 次回の会議につきましては別途調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。 報告は以上となります。
会長	それでは、皆さん、特段のご意見等、今日の議事につきまして或いはその他のことにつきましても、何かございませんでしょうか。 それでは、令和6年度川西市立学校校区審議会をこれで閉会させていただきます。 委員の皆様、本日はどうも、ありがとうございました。